

性別によるアンコンシャス・バイアス解消に向けたデジタル広告業務委託 仕様書

本仕様書は、栃木県（以下、「甲」という。）が発注する性別によるアンコンシャス・バイアス解消に向けたデジタル広告業務委託を受託するもの（以下、「乙」という。）の業務について、必要な事項を定める者とする。

1 委託業務名

性別によるアンコンシャス・バイアス解消に向けたデジタル広告業務

2 委託業務の目的

本県における性別によるアンコンシャス・バイアスに関する理解促進及び気づきの醸成を図るため、デジタル広告を活用し、特設ページへの効果的な誘導を行い、その上で閲覧行動の促進に繋げ、県民の意識変容を促すことを目的とする。

3 委託予定期間

契約締結日から令和9(2027)年3月31日(水)まで

4 委託料

2,500,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限額とする。

但し、広告配信費は、最低1,500,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とすること。

5 本事業のターゲット

職場及び家庭等において意思決定や役割分担に関与し得る30代から50代をターゲットとする。

6 業務内容

(1) 広告制作

- ・ターゲットに向けて、ウェブサイトや各種アプリケーション等の広告枠に表示される画像、テキスト広告(以下「クリエイティブ」という。)を制作すること。
- ・クリエイティブは、ターゲットの属性や関心に応じて、訴求内容、表現手法、使用する素材及びコピー等が異なるものを作成すること。なお、広告配信中にA/Bテストの手法を取り入れ、検証と見直しを行うこと。
- ・クリエイティブの作成に係る素材等の準備に関して、その一切の調整及び許認可等の諸手続は、乙が行うこと。

(2) 広告配信

- ・広告の種類や掲出プラットフォームは、Google、Yahoo!JAPAN、Meta 広告等から適切なものを甲と協議のうえ決定する。
- ・広告からの遷移先は下記ページを想定しているが、本事業の目的達成に向け新規で適切なページの作成等が必要であれば提案すること。また、当該ページの制作及びその具体的内

容については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

- ・本業務における事業効果の最大化や、広告配信の効果検証のため必要となる内容等（各種タグの設定等）について、甲の求めに応じて助言すること。

【栃木県】 アンコンシャス・バイアス特設ページ

<https://welle.pref.tochigi.lg.jp/unconscios-bias/>

(3) 目標設定 (KPI 等)

- ・本業務においては、広告接触から特設ページにおける理解促進に至るまでの一連のプロセスを踏まえ、成果指標 (KPI) を設定する。
- ・広告配信における成果指標は広告のクリック : 15,000 回とする。その上で、広告経由で来訪したユーザーについて、特設ページを 80%以上閲覧したセッションの割合を 20%程度とすることを旨とする。

(4) 効果測定及び報告業務

- ・広告配信開始 1 週間程度を目安に、広告結果の報告と運用の見直し等についての提案を行うこと。その後は 2 週間を目安に 1 回以上隔週レポートとして広告の運用状況及びそれに基づく分析結果、運用の見直し方法等を提出すること。また、甲から求めがある場合には、随時、報告書を作成し、提出すること。
- ・報告にあたっては、原則として、オンライン又は対面により行うこと。対面で行う場合は、原則として甲の所在地にて実施すること。

7 その他業務実施に際しての留意事項

(1) 業務責任者の配置

- ・乙は、本事業の実施に当たり、十分な経験を有する者を業務責任者として定めることとし、企画提案時点で明らかとすること。

(2) 業務及び結果等の管理

- ・事業完了後、速やかに業務完了報告書を作成し、甲に提出すること。
- ・各種アカウント、タグマネージャー等の取扱いについて、「(別紙) デジタルプロモーション実施時における留意事項」を遵守すること。

(3) 権利等

- ・本仕様書により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て甲に移転すること。
- ・成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- ・納品するクリエイティブに関する著作権肖像権等の権利は、甲に帰属するよう整理すること。
- ・第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、乙の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- ・乙は、甲が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。

(4) その他

- ・本事業の実施に当たっては、関係法令を順守し、甲と協議を重ねながら、適正に履行すること。

- ・本事業の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。
- ・事業実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ・甲は、必要に応じ、乙に対して委託事業の処理状況について調査し、報告を求めることができる。
- ・各業務に係る撮影、編集、制作・運用、調査、分析、報告等の一切の経費（交通費、各種データ費等）は、全て委託金額に含むこと。
- ・見積書や請求書の作成に当たっては、業務の透明性を確保するため、「広告配信費（広告配信原価）」、「広告管理運用費」、「クリエイティブ等作成費」、「分析レポート費」、を別立てで計上すること。
- ・乙は、委託業務を自ら実施するものとする。但し、委託業務を効率的に実施するために必要な場合は、業務の一部をあらかじめ甲の承認を受けた上で第三者に委託することができる。

8 提出物

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結時に速やかに提出するもの
 - ・広告運用計画及び実施工程表
 - ・総括責任者通知書
 - ・その他甲が必要と認める書類
- (2) 事業完了後に速やかに提出するもの
 - ・実績報告書（A4判（紙及びPDFデータ））
 - ・制作したクリエイティブを収めたDVD-ROM
 - ・その他甲が業務確認に必要と認める書類
- (3) 提出場所
栃木県生活文化スポーツ部人権男女共同参画課
- (4) 提出期限
令和9(2027)年3月31日（水）

9 業務委託料の支払

委託料の支払は、事業完了検査後の精算払とする。

10 その他

- ・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは甲と乙が協議の上、定めることとする。
- ・上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業に含まれるものとする。

(別紙)

デジタルプロモーション等実施時における留意事項

1 ウェブサイト制作に関する業務

- (1) ウェブサイトを新規制作または改修するときは、「pref.tochigi.lg.jp」をトップレベルドメインとするサブドメインにて公開することを検討すること。なお、その際にサブドメインに使われる文字列は栃木県と協議の上決定すること。
- (2) ウェブサイトの検索トラフィックや掲載順位を計測するため、Google Search Consoleを導入すること。
- (3) ウェブサイトに問い合わせや予約の申し込み等のフォームを設置する場合、問い合わせフォームはjavascriptタグなどを用いたフォーム作成ツール（例：hubspot）等を用いて、ウェブサイトのドメイン内で動作するものを設置すること。
- (4) ウェブサイトにおいて、事業効果を最大化しうるSEO（検索エンジン最適化）を施工すること。なお、その際はユーザーの興味・関心から類推される検索キーワードについて、検索回数を参考に抽出し、各ページのタイトル、H1、パンくず等に、それぞれのページに適切なSEOの施工を実施すること。
- (5) SEO施工時にGoogle Search Consoleなどを活用し、Googleにおけるインデックス状況、クローリング状況を定常的にモニタリングするものとし、インデックス、クローリングに問題がある場合には速やかに修正すること。なお、Google Search Consoleに対してウェブサイトの情報を適切に登録するSitemap.xmlの制作も上記に含むものとする。
- (6) ウェブサイト（ホームページ）やランディングページなどの納品時には、タグマネジメントの設定及びGoogle Search Console、効果計測並びに広告配信のタグが正常に動くことを確認した上で納品すること。

2 Google Analyticsのアカウント管理に関する業務

- (1) 本事業に関連するウェブサイトには、「本業務用Google Analytics」の活用を必須とする。なお、ウェブサイトの新規制作時においては、制作事業者が「本業務用Google Analytics」を導入し、必要な権限の付与を実施すること。
- (2) 複数のウェブサイトを統合する場合や既存のウェブサイトを大幅に改修する場合等における既存のGoogle Analyticsの活用または新規導入については、栃木県と適宜検討すること。
- (3) 「本業務用Google Analytics」上で、本事業における目標設定を行うこと。また、最終レポートには、結果の分析・改善策を必ず記載すること。
- (4) 各種アカウント作成時には、内容について栃木県の承認を得ること。また、本事業において作成したアカウントについては、事業完了後に一切の権利を栃木県に譲渡すること。

3 栃木県Googleタグマネージャーの管理に関する業務

- (1) 本事業に関連するウェブサイトには、Google Analytics等の各種計測タグ、リマーケティングなどの施策に関わるタグを導入する際は、栃木県が別途指定する「栃木県Googleタグマネージャー」を活用し、その管理を行うこと。
- (2) 受託者は、施策におけるタグ活用が確実に行われるよう、「栃木県Googleタグマネージャー」

でのタグ、トリガーアクションの設定及びタグの発火テストを実施し、その内容を栃木県に報告すること。

- (3) 各種設定には、内容について栃木県の承認を得ること。また、「栃木県Googleタグマネージャー」での設定については、事業完了後に一切の権利を栃木県に譲渡すること。

4 適正なデジタルプロモーションの実施

- (1) 透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。
- (2) 栃木県が別途指定するデジタルマーケティングルール設定シート (DMシート) に基づき、各広告媒体タグのパラメータの設定及びデータの蓄積を行うとともに、「本業務用Google Analytics」で取得した数値を施策効果として報告すること。
- (3) 本事業に関連するウェブサイトには、同ウェブサイト内に栃木県が指定するリマーケティングタグを設定し、広告経由訪問者データを蓄積すること。なお、タグの設定は、原則として「栃木県Googleタグマネージャー」のコンテナ内で行うこと。
- (4) 本事業に関連するウェブサイトにおいて、プロモーションの目標に相応しいイベントを設定し、計測すること。必要に応じて、媒体タグでの計測も実施すること。
- (5) 広告運用開始後一週間以内に、本事業において取得すべきデータが取得できていることを確認し、栃木県へ報告すること。
- (6) 広告運用における透明性確保のため、広告アカウント管理画面に対するアクセス権を栃木県へ付与すること。なお、MCCなどを用いることが出来る場合は、栃木県MCC (マイククライアントセンター) とリンクすること。
- (7) 広告アカウントは、本事業用に新規に取得すること。

5 Google広告を利用する場合

- (1) Google広告アカウントを栃木県MCC (マイククライアントセンター) 及び「本業務用Google Analytics」とリンクすること。
- (2) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、栃木県の指定する方法に従い運用すること。
- (3) Googleが提供する無料調査 (「ブランドリフト効果測定」等) が利用できる場合には、栃木県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。
- (4) リスティング広告 (検索連動型広告) を実施する場合は、ディスプレイネットワークを含める設定を除外すること。

6 Yahoo!広告を利用する場合

- (1) Yahoo!広告アカウントを栃木県MCC (マイククライアントセンター) とリンクすること。
- (2) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、栃木県の指定する方法に従い運用すること。
- (3) Yahoo!Japanが提供するデータソリューションなど、デジタルマーケティング支援サービスなどを利用する場合には、栃木県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施す

ること。

7 SNS広告を利用する場合

- (1) SNS広告アカウントを栃木県公式SNSビジネスマネージャや栃木県が指定するSNSページとリンクすること。
- (2) SNS広告を実施する場合は、栃木県に対して当該SNSのアナリストの権限を付与すること。
- (3) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、栃木県の指定する方法に従い運用すること。

8 動画制作・動画広告を実施する場合

- (1) 栃木県が今後もデジタルプロモーションを行うこと考慮し、動画視聴者のアクセス情報(動画視聴者リマーケティングリスト等)を蓄積すること。
- (2) YouTubeを利用する場合、YouTubeチャンネルへの掲載にあたっては、動画タイトル、動画説明文、タグ、カテゴリ、公開範囲及びサムネイル等の必要な設定を行うとともに、効果的なSEOを施工すること。
- (3) 動画視聴に関するデータや効果的な広告手法を検討するため、Google広告を利用する場合は、YouTubeチャンネルとGoogle広告アカウントをリンクさせること。

9 その他

- (1) 広告運用に利用する各媒体のプライバシーポリシーを遵守すること。
- (2) 事業実施により取得したCookieと受託者が保有する情報を結びつけて、個人情報(個人データ)とならないように留意すること。
- (3) デバイスフィンガープリントなど、端末情報、ブラウザ情報、通信環境などの複数の要素を掛け合わせ、推定IDを生成する目的でのJavaScriptタグの設置は原則禁止とする。ただし、サイバーセキュリティ対策、不正アクセスの検知、および広告不正クリック対策(アドフラウド対策)を目的としたものはこの限りではない。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(従事者の監督等)

第3 乙は、個人情報を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う個人情報の範囲を明確にしておかななければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報が記録された

資料等を、この契約完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(資料等の廃棄等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報及び個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報を消去し、若しくは当該資料等を廃棄し、又は甲に引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(再委託)

第11 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措置を当該第三者（以下「再委託先」という。）に求めるものとする。

3 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、再委託先にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、当該個人情報を取り扱う事務に関するすべての行為及びその結果に責任を負うものとする。

4 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この契約による業務に関して、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(実地調査等)

第13 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時、実地に調査し、又は乙に対して報告を求めることができる。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。